

様式例第3号-1 【サーチ・スカウト型】

手数料表
(サーチ・スカウト型)

サービスの種類及び内	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	5,000円 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	着手金：100,000円 活動1日あたり：20,000円 (または、活動1時間あたり：3,000円) (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内 定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 100% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間 が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われ る賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されて いる額)の 100% 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

23-ユ-302811

事業所の名称及び所在地

Link.

〒487-0005

愛知県春日井市押沢台四丁目8番地9

返戻金について

第1条（紹介者）

乙が選考して甲が採用決定した人材は下記の通りとする。

入社日：平成 年 月 日

氏 名：〇〇〇〇〇〇

住 所：〇〇〇〇〇〇

第2条（成功報酬）

有料職業紹介基本契約書に定める成功報酬は次の通りとする。

成功報酬 〇〇〇〇〇〇円

消費税 〇〇〇〇〇〇円

ご請求金額 〇〇〇〇〇〇

第3条（成功報酬の返金）

1.入社日を起算日として

- ① 1ヶ月以内に退職した場合 80%返金
- ② 3ヶ月以内に退職した場合 50%返金

2.成功報酬の返金に関して

① 乙指定の返金依頼書に必要事項、署名・捺印をした物を乙へ提出。

② 乙が事実確認を紹介者に行い、本契約第8条1.2に該当する場合は返金承諾書を速やかに甲へ提出。

③ 甲は返金承諾書に覚書第3条①から③に記載の本件該当返金額と本契約第8条6の振込日を請求書に記載し乙へ提出。

④ 乙は振込日までに甲の指定口座へ振込による支払を行うものとする。

3.紹介料の返金は、採用後本人に帰すべき事由を持って紹介者が貴社を退社する場合のみ適応とする。

様式例第3号－1 【一般登録型】

手数料表
(一般登録型)

サービスの種類及び内	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費	5,000円 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100%
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100%
*上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	手数料負担者は求人者とします。
	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100%
	手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 23-ユ-302811
事業所の名称及び所在地 Link.
〒487-0005
愛知県春日井市押沢台四丁目8番地9

返戻金について

第1条（紹介者）

乙が選考して甲が採用決定した人材は下記の通りとする。

入社日：平成 年 月 日

氏 名：〇〇〇〇〇

住 所：〇〇〇〇〇

第2条（成功報酬）

有料職業紹介基本契約書に定める成功報酬は次の通りとする。

成功報酬 〇〇〇〇〇円

消費税 〇〇〇〇〇円

ご請求金額 〇〇〇〇〇

第3条（成功報酬の返金）

1. 入社日を起算日として

- ① 1ヶ月以内に退職した場合 80%返金
- ② 3ヶ月以内に退職した場合 50%返金

2.成功報酬の返金に関して

① 乙指定の返金依頼書に必要事項、署名・捺印をした物を乙へ提出。

② 乙が事実確認を紹介者に行い、本契約第8条1.2に該当する場合は返金承諾書を速やかに甲へ提出。

③ 甲は返金承諾書に覚書第3条①から③に記載の本件該当返金額と本契約第8条6の振込日を請求書に記載し乙へ提出。

④ 乙は振込日までに甲の指定口座へ振込による支払を行うものとする。

3.紹介料の返金は、採用後本人に帰すべき事由を持って紹介者が貴社を退社する場合のみ適応とする。

様式例第3号-1 【再就職支援型】

手数料表
(再就職支援型)

サービスの種類及び内	手数料の額及び負担者
就職を容易にするために求職者に対する専門的な相談・助言	着手金：30,000円 相談・助言終了時：30,000円 成功報酬：50,000円 手数料負担者は関係雇用主とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100% 手数料負担者は求人者とします。 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

23-ユ-302811

事業所の名称及び所在地

Link.

〒487-0005

愛知県春日井市押沢台四丁目8番地9

返戻金について

第1条（紹介者）

乙が選考して甲が採用決定した人材は下記の通りとする。

入社日：平成 年 月 日

氏 名：〇〇〇〇〇

住 所：〇〇〇〇〇

第2条（成功報酬）

有料職業紹介基本契約書に定める成功報酬は次の通りとする。

成功報酬 〇〇〇〇〇円

消費税 〇〇〇〇〇円

ご請求金額 〇〇〇〇〇

第3条（成功報酬の返金）

1. 入社日を起算日として

① 1ヶ月以内に退職した場合 80%返金

② 3ヶ月以内に退職した場合 50%返金

2.成功報酬の返金に関して

① 乙指定の返金依頼書に必要事項、署名・捺印をした物を乙へ提出。

② 乙が事実確認を紹介者に行い、本契約第8条1.2に該当する場合は返金承諾書を速やかに甲へ提出。

③ 甲は返金承諾書に覚書第3条①から③に記載の本件該当返金額と本契約第8条6の振込日を請求書に記載し乙へ提出。

④ 乙は振込日までに甲の指定口座へ振込による支払を行うものとする。

3.紹介料の返金は、採用後本人に帰すべき事由を持って紹介者が貴社を退社する場合のみ適応とする。